

つくられた差別をなくすために

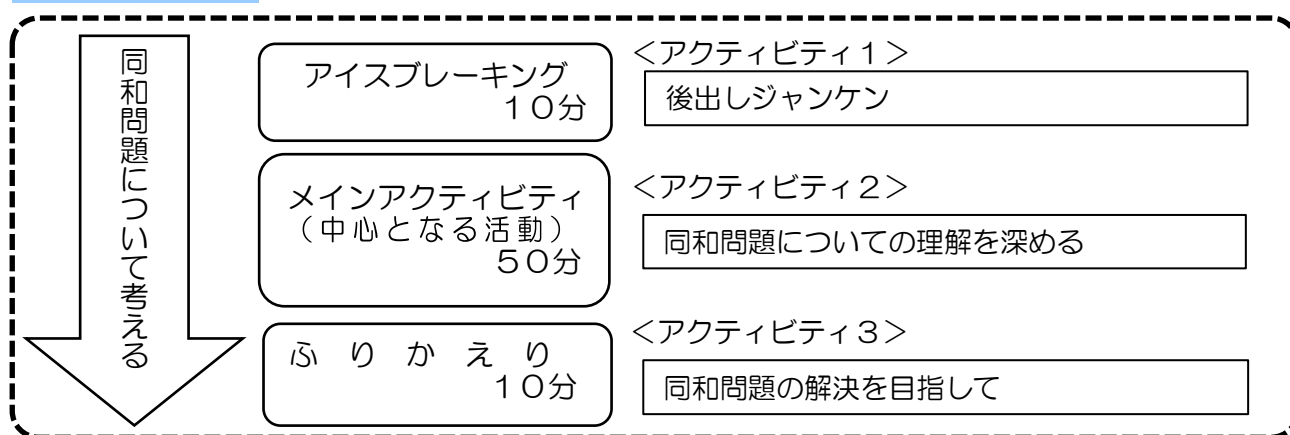
同 和 問 題

ねらい

同和問題の解決のために、同和問題を正しく理解し、自分が心掛けたいことやこれからの自分に必要なことを考えます。

時 間	70分	人 数	1グループ4～5人
準 備	ワークシート 資料① 筆記用具 映像資料（法務省委託人権啓発教材「同和問題～未来に向けて～」）		

学習の流れ



＜アクティビティ1＞ 後出しジャンケン

活動のねらい

「勝つ」ことを前提としない活動の難しさを経験することで、私たちの言動は生活習慣に大きな影響を受けていることや、多様な立場で考えることの大切さに気付きます。

実施の際のポイント

慣れてきたら、学習者が後出しするタイミングを早めます。

活動の進め方

＜準備＞なし

- 1 「ファシリテーター」対「学習者」でジャンケンをします。ファシリテーターが「ジャンケン ぼん」の声の後に、「グー」・「チョキ」・「パー」のいずれかを先に示します。間を置いて、学習者は「ぼん」の声を出し、「グー」・「チョキ」・「パー」のいずれかを後出しで示します。
- 2 最初は学習者が勝つようにジャンケンをします。
- 3 次に、学習者が負けるようにジャンケンをします。
- 4 自己紹介（所属、名前など）と共に、後出しジャンケンの感想を発表します。

後出しジャンケンを行ってみて、「『勝つ場合』と『負ける場合』のどちらがやりづらかったか、それはなぜだと思うか」質問します。言葉かけにより、活動のねらいとする気づきを促します。

<アクティビティ2> 同和問題についての理解を深める

活動のねらい

映像の視聴をとおして、同和問題の正しい理解を深めます。

活動の進め方

〈準備〉ワークシート 資料①

映像資料…法務省委託人権啓発教材

「同和問題～未来に向けて～」

- 1 同和問題の理解は、どのくらいの位置に当てはまると思うか、目盛り上に矢印を書いて自己評価をします。



- 2 「あらすじ」と「視聴時の視点」を確認してから、映像資料「同和問題～未来に向けて～」を視聴します。（映像19分）

【ファシリテーターの声かけの例】

○同和問題の概要

ここで、「同和問題～未来に向けて～」の映像を見て、同和問題について理解を深めたいと思います。

○あらすじ

映像には、「奈々子」、「奈々子の両親」、「公平」が登場人物として描かれています。

奈々子は、結婚を前提に交際している公平を両親に紹介しました。両親は公平の人柄を気に入りますが、公平の出身地が同和地区ではないかという疑いを持ち、身元調査を行おうと考えます。

奈々子は、同和問題について調べ、正しい理解が大切であることを両親に伝えます。両親も、奈々子に言われたことを真摯に受け止め、同和問題に対して真剣に向き合い始めます。

○視聴時の視点

映像の視聴をとおして、

- ・現在も続く同和問題とは何か。
- ・同和問題の解決のために必要なことは何か。

これらのことを確認し、考えていただきたいと思います。

実施の際のポイント

同和問題について、学習者が自分の理解度を自己評価することで学習への意識付けを図ります。

また、「ふりかえり」の活動における自己の変容への気づきにつなげます。

自己評価の結果発表（グループ内や全体での共有）は行いません。

視聴前に、映像のあらすじと視聴時の視点を伝えます。

次の内容は、映像の中で取り上げられています。

【同和問題の歴史】

- ・同和問題のはじまり
- ・解放令
- ・水平社運動
- ・日本国憲法
- ・同和对策事業特別措置法

【現在も残る差別意識】

- ・部落地名総監事件
- ・就職差別
- ・結婚差別
- ・インターネットを悪用した差別

3 映像に登場する人物の立場で同和問題を考え、意見交換をします。

- あなたが奈々子の両親の立場だったら、どんな態度で奈々子に接しますか。
- あなたの交際相手や結婚相手が、もし同和地区出身ということが分かったら、どんなことを思いますか。

4 同和問題についての説明を聞きます。

【説明内容】

- 同和問題とは何か
- 今なお残る心理的差別
 - 結婚問題
 - 就職問題
 - インターネット上での差別
 - 寝た子を起こすな論
- 部落差別の解消の推進に関する法律

学習者の気付きや話合いの内容に配慮して、意見の全体共有は行いません。

ファシリテーターは、学習者の発言内容を把握するように努めます。

正しくないことと理解していても、感情や周囲の状況などから、差別的意識をもってしまうという意見があることが予想されます。

学習者の意見を尊重しつつ、意図的な誹謗中傷の意見が見られた場合は、「人権を学習する場」であることを伝え、再考を促します。

資料①に説明の例を示してあります。

説明内容は学習者の実態に応じて決定します。

<アクティビティ3> 同和問題の解決を目指して

活動のねらい

同和問題の解決のために、自分が心掛きたいことやこれからの自分に必要なことを考えます。

活動の進め方

〈準備〉ワークシート

- 1 学習を終えて、同和問題の理解はどのくらいの位置に当てはまると思うか、目盛り上に矢印を書いて自己評価をします。
(アクティビティ2と同じ目盛り上に追記します)



- 2 同和問題の解決に向けた取組を考えます。
 - 心掛きたいこと、必要だと思うことなど。

実施の際のポイント

学習者がワークシートに記入したふりかえりの内容を把握します。人権尊重につながる意見を意図的に取り上げて全体共有とし、明るい展望で学習が終わるようにまとめます。

学習者の状況によっては、映像資料中の言葉を用いて、ファシリテーターが声かけをしてまとめる方法も考えられます。

【映像中の言葉】

差別は、自然にあったものではなく、人間の手によってつくられたもの。人間の手によってつくられた差別であれば、人間の努力によって解決するはず。

つくられた差別をなくすために

○自己評価

同和問題の理解度は、どのくらいの位置だと思えますか。



○同和問題の解決を目指して

つくられた差別をなくすために

○自己評価

同和問題の理解度は、どのくらいの位置だと思えますか。



○同和問題の解決を目指して

	内 容
同和問題とは何か	<p>○同和問題とは、「同和地区」「被差別部落」「部落」と呼ばれる、差別を被っている特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職その他日常生活の上で様々な差別を受けるといふ、日本固有の人権問題です。</p> <p>○同和問題は、何世紀も前から形成されてきた差別意識が、今なお根強く残っていることで、様々な形の差別となって現れている基本的人権の尊重に反する重大な人権問題です。</p> <p>○差別の解消のために、厳しい差別に負けず立ち上がった人々の努力や、国の取組が行われてきました。</p> <p>○しかし、人々の考え方や意識に深く潜り込み、言葉、文字、そして行為として表面に現れる差別である「心理的差別」が依然として根深く残っています。</p>
今もなお残る心理的差別	<p>○例えば、結婚問題として、 身内の結婚相手が同和地区出身であると分かると、親戚等が結婚を反対するということが現実起きています。</p> <p>○また、就職問題として、 企業等が、応募者の本籍地などを把握する事例があり、これらは同和問題に基づく就職差別につながるおそれがあります。</p> <p>○さらに最近では、インターネット上での誹謗中傷として、 インターネット上に同和地区を特定するような情報や差別的な感情をあおるような内容が書き込まれるといった問題も起きています。</p> <p>○ここで、「寝た子を起こすな」論について説明します。 「寝た子を起こすな」論とは、 同和問題については、そっとしておけば知っている人も少なくなり、差別も自然になくなるという考え方です。 しかし、明治5（1872）年に差別的な身分制度が廃止されてから140年以上経った現在、解決されているはずの同和問題がなくなっておりません。それどころか、インターネット上での新たな手段での差別も起きています。</p> <p>○同和問題に限らず「知らない」ということは、誤った偏見を持ちやすいと言えます。そっとしておくことは、結果的に差別を温存させることになってしまうのです。</p>
法律の制定・施行	<p>○こうした状況を受け、部落差別のない社会を実現することを目的とした、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が平成28（2016）年に制定・施行されました。差別の解消に向けた取組は今も継続されています。</p>

参考：「同和問題の解決をめざして」（栃木県）

「人権について考える～人権って何だろう？～」（栃木県）

「人権の窓（小学6年学習資料、中学2年学習資料、高校1年学習資料）」（栃木県教育委員会）を基に作成

映像資料の貸出し

法務省委託人権啓発教材「同和問題～未来に向けて～」の映像が収録されたDVDは、栃木県庁や県内の法務局で借用が可能です。

また、映像は、動画共有サイト YouTube の「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴が可能です。

- 法務省チャンネル <https://www.youtube.com/MOJchannel>
- 人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>
- DVD貸出しの連絡先

連絡先	住所	電話番号
公益財団法人 人権教育啓発推進センター (人権ライブラリー)	東京都港区芝大門 2-10-12	03-5777-1802
栃木県人権・青少年男女参画課 人権施策推進室	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-3027
宇都宮地方法務局人権擁護課	宇都宮市小幡 2-1-11	028-623-0925
宇都宮地方法務局日光支局	日光市今市本町 20-3	0288-21-0309
宇都宮地方法務局真岡支局	真岡市荒町 5176-3	0285-82-2279
宇都宮地方法務局大田原支局	大田原市本町 1-2695-109	0287-23-1155
宇都宮地方法務局栃木支局	栃木市片柳町 1-22-25	0282-22-1068
宇都宮地方法務局足利支局	足利市相生町 1-12	0284-42-8101

映像資料の参考

平成 26 年度法務省委託人権啓発教材「同和問題～未来に向けて～」活用の手引き
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>)

【内容】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題とは ・ ドラマあらすじ ・ 第二次世界大戦までの部落差別 ・ 戦後の高度経済成長と同和对策事業特別措置法の施行 ・ 特別措置法の時代 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題の現状と課題 ・ 未来に向けて ・ 研修の展開例 ・ 板書例 ・ ワークシート |
|---|---|

法務省ホームページ「同和問題（部落差別）に関する正しい理解を深めましょう」

(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)

【内容】

- 同和問題とは
- 法務省の人権擁護機関による取組内容
- 同和問題（部落差別）に関する人権侵犯事件例
- 各種資料・関連リンク先
 - 啓発ビデオ
 - ・ 人権アーカイブシリーズ「同和問題～過去からの証言，未来への提言～」
 - ・ 人権アーカイブシリーズ「同和問題～未来に向けて～」
 - 啓発リーフレット
 - ・ 「改めて同和問題（部落差別）について考えてみませんか」
 - ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月 16 日から施行されました
 - 人権相談窓口
 - インターネットを悪用した人権侵害について
 - 部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）